

2-2 重点点検項目 主な関係事業の点検・評価(平成25年度)

| 事業名 | 事業の概要 | 実施状況と成果 |
|--|--|---|
| 2 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者やその家族を支援する | | |
| (1) 社会生活を円滑に営む上での困難な状況ごとの支援 | | |
| ① 不登校、ひきこもり、ニート等の子ども・若者の支援 | | |
| 不登校児童生徒への支援や高校中途退学への対応 | | |
| 生徒指導総合対策事業 | <p>○スクールカウンセラー配置事業 小・中学校の不登校を中心とする教育相談体制の整備、高等学校の生徒の中途退学や問題行動の未然防止及び早期発見、早期対応を図るため、小・中・高等学校にスクールカウンセラーを配置。</p> <p>○教育相談推進事業 児童生徒の不登校やいじめ等に関連する悩みや不安の相談に応ずる相談・支援窓口の設置。</p> | <p>【平成25年度実績】</p> <p>○スクールカウンセラーの配置 ・小学校:40校 ・中学校:168校 ・高等学校:26校</p> <p>○相談窓口等の設置 ・心のふれあい相談室:966件 ・こころの相談室:655件 ・いじめダイヤル24:116件</p> |
| ひきこもりへの支援 | | |
| ひきこもり対策事業 | <p>○広島ひきこもり相談支援センターの運営 ひきこもりに特化した相談窓口を開設し、関係機関との調整を図りながら、電話相談・面接相談等により、本人及び家族の支援を行う。</p> <p>○こころの電話相談事業 ひきこもりなど、こころの悩みを抱えている人が気軽に相談できる電話相談窓口を開設し、臨床心理士等による相談を行う。</p> <p>○保健所、総合精神保健福祉センターによる相談 保健所による家庭訪問指導、総合精神保健福祉センターにおける家族教室、家族への情報提供等を実施する。</p> | <p>【平成25年度実績】</p> <p>○広島ひきこもり相談支援センター ・電話相談 1,091件 ・面接相談 1,386件 ・訪問支援 419件 ・メール相談 764件</p> <p>○こころの電話相談事業 971件</p> <p>○保健所・総合精神保健福祉センターによる相談等 ・相談件数 541件 ・訪問指導 41件 ・家族の集い268人 ・研修会 225人</p> |
| ニート等の若者への支援 | | |
| 若者自立支援プロジェクト事業 | <p>若者無業者、いわゆる「ニート」の就業促進を図るため、広島地域若者サポートステーション「若者交流館」において、職業的自立に向けた本人や家族との相談、支援プログラム等を実施</p> | <p>【実施状況】</p> <p>○各種相談・グループワーク等の実施スペースを設置</p> <p>○臨床心理士による定期的な相談を委託実施</p> <p>○就労意識の高揚を図るための職場見学会、実習等を委託実施</p> <p>○関係機関とのネットワーク会議の開催</p> <p>【成果】</p> <p>○来所者(県内4か所での出張相談含む)延べ人数:4,435名</p> <p>○進路決定者:129名</p> <p>○他の支援機関への紹介:33件</p> |
| 心の問題への対応 | | |
| 「子ども何でもダイヤル」電話相談事業 | <p>西部子ども家庭センターに専門の電話相談員を配置し、子どもや保護者等からの相談に対して、問題解決に向けたアドバイスをを行う。</p> <p>毎日(12/29～1/3を除く)午前9時～午後5時</p> | <p>平成22年度 1,092件 平成23年度 897件 平成24年度 822件 平成25年度 778件</p> |
| ひきこもり対策事業(再掲) | <p>○広島ひきこもり相談支援センターの運営 ひきこもりに特化した相談窓口を開設し、関係機関との調整を図りながら、電話相談・面接相談等により、本人及び家族の支援を行う。</p> <p>○こころの電話相談事業 ひきこもりなど、こころの悩みを抱えている人が気軽に相談できる電話相談窓口を開設し、臨床心理士等による相談を行う。</p> <p>○保健所、総合精神保健福祉センターによる相談 保健所による家庭訪問指導、総合精神保健福祉センターにおける家族教室、家族への情報提供等を実施する。</p> | <p>【平成25年度実績】</p> <p>○広島ひきこもり相談支援センター ・電話相談 1,091件 ・面接相談 1,386件 ・訪問支援 419件 ・メール相談 764件</p> <p>○こころの電話相談事業 971件</p> <p>○保健所・総合精神保健福祉センターによる相談等 ・相談件数 541件 ・訪問指導 41件 ・家族の集い268人 ・研修会 225人</p> |
| ② 非行防止と立直り支援 | | |
| 非行防止の取組 | | |
| 青少年の非行・被害防止全国強調月間の実施 | <p>内閣府の主唱に呼応し、関係機関・団体等が一体となって、青少年の規範意識の醸成や社会環境の改善を図ることをはじめとした取組を集中的に行い、青少年の非行・被害防止の徹底を図る。(7月)</p> | <p>県実施要綱によって、県・市町等で関係の取組を実施(大会等延べ17件、広報啓発活動延べ68件、有害環境浄化活動延べ20件、研修会等延べ72件、地域活動(街頭補導等)延べ74件等)</p> |

主な関係事業の点検・評価

| 課題 | 今後の取組方向 | H25年度 決算額 (千円) | 担当局 | 担当課 |
|---|--|----------------------|-----|---------|
| <p>【生徒指導上の諸問題対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の問題行動は、極めて多岐にわたり、複雑化・多様化している。 ・子供たちの規範意識の希薄化、自尊感情の低下に対応した対策が不十分。 ・特定の地域や学校において、問題行動の発生件数の高止まり又は増加傾向が見られる。 ・問題行動が多発している学校では、学校本来の生徒指導体制が十分に機能していない。 | <p>引き続き、生徒指導上の諸問題の解決のため、学校教育の基盤となる生徒指導体制を強化し、問題行動を早期に発見・対応するとともに、各学校及び各市町教育委員会の指導力を強化する総合的な取組を行う。</p> | 15,460 | 教委 | 豊かな心育成課 |
| <p>広島ひきこもり相談支援センターの相談・支援機能の充実と関係機関との連携強化が課題である。</p> | <p>県内3か所の各センターにおける関係機関との連絡協議会開催等により、センターと関係機関との連携強化に取り組む。</p> | 10,593 | 健康 | 健康対策課 |
| <p>○ニート状態にある若者が依然として多数存在</p> | <p>引き続き、きめ細かな支援を実施する</p> <ul style="list-style-type: none"> ○相談者の個々の状況に応じた臨床心理士による相談を行い、働く自信と意欲の回復に取り組む ○コミュニケーション能力、ビジネスマナー等の基本的能力の養成、職業意識の啓発等による、就業に向けた支援を行う | 4,226 | 商工 | 雇用労働政策課 |
| <p>電話相談件数が年々低下している。</p> | <p>子育て支援関係の各種広報事業において、「子ども何でもダイヤル」について周知徹底する。</p> | 5,719 | 健康 | こども家庭課 |
| <p>広島ひきこもり相談支援センターの相談・支援機能の充実と関係機関との連携強化が課題である。</p> | <p>県内3か所の各センターにおける関係機関との連絡協議会開催等により、センターと関係機関との連携強化に取り組む。</p> | 10,593 | 健康 | 健康対策課 |
| <p>インターネット環境をはじめ、青少年を取り巻く環境の変化に対応して効果的に啓発を行っていく必要がある。</p> | <p>市町、(公社)青少年育成広島県民会議等、関係機関・団体と連携し、青少年を取り巻く環境を踏まえた啓発活動を展開する。</p> | - | 環境 | 県民活動課 |

| | 事業名 | 事業の概要 | 実施状況と成果 |
|--|-------------------------------|---|--|
| | 青少年健全育成事業 (青少年健全育成条例施行費) | 「広島県青少年健全育成条例」の効果的な運用により、青少年を取巻く環境の整備を図る。 ・立入調査の実施 ・有害環境の改善に関する啓発広報 等 | ・条例に基づく立入調査の実施 県内1,221件実施(市町実施分含む) ・青少年のインターネット利用環境フォーラム 内閣府との広島県の共催で実施 2日間の参加者合計 延べ530名 |
| | スクールサポーター事業 | 学校からの要請に基づいてスクールサポーターを派遣し、児童生徒が安全に安心して学べる教育環境を確立することにより、少年犯罪等の総合防止対策及び青少年の健全育成を推進する。 | 広島県教育委員会と共同して「生徒指導集中対策プロジェクト事業」を推進し、生徒指導上課題の多い「重点対策指定校」に、スクールサポーターを派遣して、児童生徒の規範意識の向上と学校による主体的な生徒指導体制の確立を支援した。 スクールサポーター派遣校における暴力行為発生件数が、前年比で約72%減少するなど、相当の成果を上げた。 |
| | 少年サポートセンター活動 | 非行少年等に対する立ち直り支援活動を行い、再非行防止を図る。 | 少年やその保護者、学校関係者からの各種少年相談の受理、非行少年等に継続的な助言・指導を行う継続補導、非行少年等に対する立ち直り支援活動、非行少年等の早期発見・早期補導を目的とした街頭補導活動、学校との共同実施による犯罪防止教室等の開催、少年非行や被害防止を目的とした各種広報啓発活動等立ち直り支援活動を効果的に推進したことにより、再非行者数は減少した。 |
| | 再非行防止と立ち直りの支援 | | |
| | 少年サポートセンター活動 (再掲) | 非行少年等に対する立ち直り支援活動を行い、再非行防止を図る。 | 少年やその保護者、学校関係者からの各種少年相談の受理、非行少年等に継続的な助言・指導を行う継続補導、非行少年等に対する立ち直り支援活動、非行少年等の早期発見・早期補導を目的とした街頭補導活動、学校との共同実施による犯罪防止教室等の開催、少年非行や被害防止を目的とした各種広報啓発活動等立ち直り支援活動を効果的に推進したことにより、再非行者数は減少した。 |
| | 非行少年グループ等の立ち直り支援事業 | 非行少年等に対する立ち直り支援活動を行い、再非行防止を図る。 | 広島市域及び福山市域2箇所で、民間施設等において非行少年を一堂に集め、定期的かつ継続的に大学生ボランティアによる「学習支援」、養護施設訪問等による「社会奉仕活動」、喫煙防止、薬物乱用防止、性非行防止等の「犯罪防止教室」、料理、陶芸等の「体験学習」を支援メニューとした各種立ち直り支援活動を実施する少年の居場所づくりである「少年サポートルーム」を開設し、再非行防止を図った。 |
| | 広島学園費 | 不良行為や家庭環境の理由により生活指導を要する児童等の自立支援 | 生活指導を要する児童等の自立支援 |
| | 非行少年等の立ち直り支援事業(広島県緊急雇用対策基金事業) | 非行少年や若年犯罪者の再犯防止に向けて就労体験を実施し、社会的経済的自立を促進する。 | 広島県緊急雇用対策基金事業として、特定非営利活動法人広島県就労支援事業者機構に委託して実施中 実施期間:H26年1月～27年2月 実施内容: ・就労体験受入事業者の開拓(H25年度11社開拓) ・就労体験セミナーの実施(H25年度11件実施, 2件継続雇用) ・学習支援セミナーの実施 ・少年院等被収容者への講演等 |
| | 「社会を明るくする運動」の推進 | 犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生について理解を深め、犯罪や非行のない地域社会を築くことを目的とした運動を進めるため、行政・民間の関係機関・団体が連携して啓発等を行う。 | 推進委員会を構成し、各種関連行事を実施 ・7月を強調月間とする ・広島駅南口での街頭啓発活動 ・作文・標語コンテスト、表彰式の開催 等 |

| 課題 | 今後の取組方向 | H25年度 決算額 (千円) | 担当局 | 担当課 |
|--|--|----------------------|-----|--------|
| 新たなインターネット接続端末の普及など、青少年を取り巻くインターネット環境の急速な変化への対応 | 急速に変化するインターネット環境に対して、関係者が連携して実効性のある啓発方法を探っていく。 | 10,149 | 環境 | 県民活動課 |
| 重点対策指定校以外の学校で、年度途中で生徒指導上の課題が大きくなった学校からの派遣要請に対応できる人的体制を強化する必要がある。 | 平成26年度においては、引き続き、広島県教育委員会とともに「生徒指導集中対策プロジェクト事業」を推進し、「重点対策指定校」における児童生徒の規範意識の向上及び生徒指導体制の確立に対する支援を行い、暴力行為の発生を抑制する。 人的体制の強化に向けては、市町によるスクールサポーター事業をさらに拡充する取組を進める。 | 47,985 | 警察 | 少年対策課 |
| 非行少年の検挙・補導数は減少しているが、再非行少年の76.4%が広島市域及び福山市域で、これら市域における各種立ち直り支援活動が十分に出来ていない。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 刑法犯で検挙・補導された非行少年のうち、再非行少年が県全体の76.4%を占める広島市域及び福山市域を重点として再非行防止対策を図るための居場所作りを行う。 ・ 非行少年等に対し、サポート会議の開催、スポーツ活動、学習支援等の各種立ち直り支援活動を行い、少年の規範意識・コミュニケーション能力の向上等を図る。 | 7,088 | 警察 | 少年対策課 |
| 非行少年の検挙・補導数は減少しているが、再非行少年の76.4%が広島市域及び福山市域で、これら市域における各種立ち直り支援活動が十分に出来ていない。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 刑法犯で検挙・補導された非行少年のうち、再非行少年が県全体の76.4%を占める広島市域及び福山市域を重点として再非行防止対策を図るための居場所作りを行う。 ・ 非行少年等に対し、サポート会議の開催、スポーツ活動、学習支援等の各種立ち直り支援活動を行い、少年の規範意識・コミュニケーション能力の向上等を図る。 | 7,088 | 警察 | 少年対策課 |
| 非行少年の検挙・補導数は減少しているが、再非行少年の76.4%は広島市域及び福山市域で、これら市域における各種立ち直り支援活動が十分に出来ていない。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 刑法犯で検挙・補導された非行少年のうち、再非行少年が県全体の76.4%を占める広島市域及び福山市域を重点として再非行防止対策を図るための居場所作りを行う。 ・ 非行少年等に対し、サポート会議の開催、スポーツ活動、学習支援等の各種立ち直り支援活動を行い、少年の規範意識・コミュニケーション能力の向上等を図る。 | 2,038 | 警察 | 少年対策課 |
| 生活指導を要する児童等に対する自立支援の更なる充実 | 引き続き、生活指導を要する児童等に対し、個々の状況に応じて自立支援を実施する。 | 81,293 | 健康 | こども家庭課 |
| 本事業終了後も、就労体験等の支援が幅広く行われる必要がある。 | 就労体験の受入先となる協力雇用主の開拓を進めるとともに、本事業で得られたノウハウを支援団体で共有するなどして、就労体験が幅広く行われるような環境を整える。 | 8,092 | 環境 | 県民活動課 |
| 運動の認知度向上や、立ち直りに向けた重点的取組 | 立ち直りへの協力の拡大、就労・住居等の生活基盤づくりにつながる取組の推進を重点として運動を展開する。 | — | 環境 | 県民活動課 |

| | 事業名 | 事業の概要 | 実施状況と成果 |
|--|------------------------------|--|---|
| | 薬物乱用防止対策 薬物乱用防止対策の推進 | <p>①薬物乱用防止推進事業 「薬物乱用防止指導員」の各種活動を通じて、地域社会に根ざした薬物乱用防止のための啓発を図るとともに、保健所・支所で覚せい剤等に関する相談に応じるなど地域社会における予防啓発活動を一層推進する。また、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動、保護者対象薬物乱用防止教室等各種薬物乱用防止啓発活動を行う。</p> <p>②薬物乱用防止指導員協議会運営事業 9地区に設置した地区協議会による薬物乱用防止啓発活動を実施する。</p> <p>③薬物問題関連相談事業 県立総合精神保健福祉センターを中核とした薬物乱用防止に関する相談指導体制を充実強化する。 ・薬物相談窓口連携の推進 ・家族教室の開催 ・個別専門相談指導の実施 ・再乱用防止プログラムの実施</p> <p>④薬物専門講師養成事業 薬物専門講師を養成し、学校・家庭・地域における各種薬物乱用防止啓発活動を支援する。</p> <p>⑤原因化学物質探索システム開発 健康被害をもたらす原因化学物質を特定するまでの期間を短縮できるシステムを開発する。</p> <p>⑥在宅での医療用麻薬使用推進事業 厚生労働省が開発した医療用麻薬在庫管理システムを活用し、薬局・医療機関にある医療資源を有効的に、かつ、適正に活用するモデル事業を行う。</p> <p>⑦地域依存症対策支援事業 薬物等依存症者及びその家族等を支援するため、地域依存症対策推進委員会の設置・開催、家族支援員の設置、研修会の開催</p> | <p>①② ・県内各保健所等に覚せい剤等薬物相談窓口を設置し、住民からの相談に応じるとともに、啓発活動を推進し、薬物乱用防止の徹底を図った。 ・相談窓口20箇所 相談件数3,848件 ・啓発資料(ポスター、パンフレット、絆創膏等)を関係機関・団体に配布し、広く県民に対する啓発に活用した。また、県内の中・高校生から募集した図案を使用して、ポスター3,000枚、チラシ50,000枚を作成した。 ・平成24年度薬物乱用防止啓発用ポスターについては148点(内訳:中学生85点、高校生63点)の応募があった。 ・街頭啓発キャンペーン、区民まつり・市民健康まつり、文化祭等での啓発活動、各種集会・会合での啓発活動及び薬物乱用防止教室・薬物乱用防止講習会を実施した。 イベント活動件数 177件 延べ参加指導員等数 878人 薬物乱用防止教室・薬物乱用防止講習会を実施した。 計214回 参加者計28,965人 ・広島県薬物乱用防止指導員が、高校生等のヤングボランティアとともに、県内9か所で626ヤング街頭キャンペーンを実施した。 参加者延人数 ヤングボランティア331人、指導員等439人、計 770人</p> <p>③ ・面接、電話による相談を実施 面接相談延362人 電話相談延106人 ・薬物依存症家族教室・家族のつどい、精神保健福祉センター職員とのミニ講義と、同じ悩みを持つ家族が情報交換した。 参加延137家族・171人 ・薬物乱用防止教室・当事者プログラムを併用して再乱用防止</p> <p>④ ・薬物専門講師登録者及び登録予定者(72人)を対象に「薬物乱用の現状と対策」、「学校における薬物乱用防止教育」、「薬物乱用防止教育を進める際の留意点と工夫」のテーマで講習を行った。</p> <p>⑤ ・平成26年度までに開発する予定。</p> <p>⑥ ・呉市内の薬局(31店)と医療機関(1機関)により実施した。</p> <p>⑦ ・県東部地域で各種事業を実施した。 地域依存症対策推進委員会 2回開催 家族支援員による相談 15件 延17人 医師等による相談 5件 延6人 家族教室 6回 23家族 延25人 当事者プログラム 2回 4人 相談支援研修会 4回 229人 当事者プログラム研修 1回 74人 当事者プログラム作成 1,000冊 チラシ作成 10,000枚</p> |
| | いじめ・暴力行為対策 生徒指導総合対策事業 | <p>○スクールカウンセラー配置事業 小・中学校の不登校を中心とする教育相談体制の整備、高等学校の生徒の中途退学や問題行動の未然防止及び早期発見、早期対応を図るため、小・中・高等学校にスクールカウンセラーを配置。</p> <p>○教育相談推進事業 児童生徒の不登校やいじめ等に関連する悩みや不安の相談に応ずる相談・支援窓口の設置。</p> | <p>【平成25年度実績】</p> <p>○スクールカウンセラーの配置 ・小学校:40校 ・中学校:168校 ・高等学校:26校</p> <p>○相談窓口等の設置 ・心のふれあい相談室:966件 ・こころの相談室:655件 ・いじめダイヤル24:116件</p> |

| 課題 | 今後の取組方向 | H25年度 決算額 (千円) | 担当局 | 担当課 |
|---|---|----------------------|-----|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・いわゆる脱法ドラッグ等新種薬物の乱用防止のための普及啓発 ・薬物依存症者及びその家族のための相談機関、医療機関、自助グループの県西部地域への偏在 | <ul style="list-style-type: none"> ・いわゆる脱法ドラッグ等新種薬物に係る啓発資材の作成・配布、薬物乱用防止教室等各種研修等により、薬物乱用防止啓発活動の拡充を図る。 ・県東部地域での相談・家族教室等の実施により、地域格差の解消を図る。 | 8,104 | 健康 | 薬務課 |
| <p>【生徒指導上の諸問題対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の問題行動は、極めて多岐にわたり、複雑化・多様化している。 ・子供たちの規範意識の希薄化、自尊感情の低下に対応した対策が不十分。 ・特定の地域や学校において、問題行動の発生件数の高止まり又は増加傾向が見られる。 ・問題行動が多発している学校では、学校本来の生徒指導体制が十分に機能していない。 | <p>引き続き、生徒指導上の諸問題の解決のため、学校教育の基盤となる生徒指導体制を強化し、問題行動を早期に発見・対応するとともに、各学校及び各市町教育委員会の指導力を強化する総合的な取組を行う。</p> | 15,460 | 教委 | 豊かな心育成課 |

| | 事業名 | 事業の概要 | 実施状況と成果 |
|---|-----------------------------|--|--|
| (4) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者支援に係る地域ネットワークの形成 | | | |
| 支援機関の連携 | | | |
| | 広島県子ども・若者支援協議会 | 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者に対して適切に組み合わせた支援を円滑に行うための仕組みとして、県内の公的支援機関、NPO法人等の民間支援団体、県内全市町により平成25年3月に設置した「広島県子ども・若者支援協議会」の活動により、支援機関・団体のネットワーク強化を図る。 | 協議会の実務者会議(西部, 東部), 代表者会議の開催 ○ 実務者会議 8回(西部3, 東部3, 全県2) ・顔の見える関係づくり ・支援ルートづくり(不登校, 非行, ひきこもり, ニート) ・ひきこもり支援に関する意見交換 ・不登校支援の現状・課題の検討 ○ 代表者会議 1回 ・活動計画等 ○ グループ討議, ワークショップを通じた, 支援機関・団体の相互理解, 地域の社会資源の認識の深まった。 ○ 幅広い分野の支援者が活動紹介や意見交換を行うことにより, 新たな支援のヒントを見つける場が提供できた。 ○ 支援の入口から出口への支援ルートの検討が進んだ。 |
| | 広島県子ども・若者相談支援機関ガイドの作成・配布 | 不登校, ひきこもり, ニート, 非行等, 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者に関する公的な相談・支援機関やNPO等の情報を, 要支援者に対して効果的に周知するためのリーフレットの作成・配布(内閣府モデル事業による) | 幅広い分野の相談・支援機関や団体の支援情報を県西部・東部ごとに集約し, コンパクトなリーフレットとして18万部作成。県内の学校(小, 中, 高, 特別支援学校, 大学等), 市町, 民生委員, 支援団体, コンビニエンスストア等へ配布。 |
| 地域における居場所づくり | | | |
| | 子ども・若者自立支援事業(広島県緊急雇用対策基金事業) | ひきこもりがちな子供・若者の社会的な自立を支援するため, 居場所の提供, 集団適応支援, 就労体験・中間的就労の場の提供等を行う。 | 広島県緊急雇用対策基金事業として, NPO法人等に委託して実施中 実施期間: H25年9月～26年9月 実施場所: 広島市(4), 東広島市(1), 三原市(1), 尾道市(1), 福山市(2) 計9か所 支援人数: 計119人(うち中間的就労49人) [H25.1までの実績] |

| 課題 | 今後の取組方向 | H25年度 決算額 (千円) | 担当局 | 担当課 |
|--|--|----------------------|-----|-------|
| <p>○ 協議会の実務者会議での協議等により、社会生活を円滑に営む上での困難の状況に応じて、支援ルートの検討を進めるとともに、支援上の課題を明らかにし、対応策の検討を行っていく必要がある。</p> <p>○ 県の協議会は、支援に関する情報交換や意見交換、連絡調整等が主な内容であり、個別具体的な支援を連携して行うには、より小規模な地域でのネットワーク整備が進むことが望まれる。</p> | <p>○ 支援上の課題の把握には、当事者(支援を必要とする子供・若者やその家族)の視点が必要であるため、本年度、当事者へのアンケートを実施し、その結果を踏まえて協議会での検討を進める。</p> <p>○ 個別具体的な支援における支援機関・団体の連携に向けて、市町や複数市町による子ども・若者支援地域協議会など小規模なネットワーク形成が促進されるよう機運醸成を図る。</p> | — | 環境 | 県民活動課 |
| <p>・支援が必要な状態にも関わらず支援につながっていない子供・若者やその家族への周知 ・学校や関係機関における支援情報の更なる活用</p> | <p>ホームページ上で情報を更新するとともに、支援情報を効果的に周知する方法を検討する。</p> | — (内閣府モデル事業で実施) | 環境 | 県民活動課 |
| <p>困難を有する子供・若者が身近に利用できる居場所等の支援機能が確保されるためには、本事業の終了後も、本事業で得られたノウハウや、関係機関・企業等とのつながりを支援団体が十分に活用して更に取組が展開されることが必要</p> | <p>NPO等が、事業終了後も事業で得られたノウハウや関係機関・企業等とのつながりを活用して取組を推進できるよう、本事業の効果的な実施を図るとともに、県内の関係機関・団体等による支援ネットワークの充実に取り組む。</p> | 47,832 | 環境 | 県民活動課 |

| | 事業名 | 事業の概要 | 実施状況と成果 |
|---|--|---|---------|
| 3 子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境を整備する | | | |
| (2) 地域ぐるみの子ども・若者育成支援の推進 | | | |
| ① 多様な主体の連携による取組の推進 | | | |
| 青少年育成県民会議と連携した県民運動の推進 | | | |
| 青少年健全育成事業 (青少年育成県民運動の推進) | 青少年育成県民運動を推進する(公社)青少年育成広島県民会議の活動を支援 ・青少年育成県民運動推進大会 ・「明るい家庭の日」作文・図画募集 ・「少年の主張」県大会の実施 ・県民運動推進助成事業 ・「青少年育成情報ネット～ゆっぴーネット～」による、青少年の体験活動情報や青少年育成活動に取り組んでいる団体等の情報提供等 | ・青少年育成県民運動推進大会:1回開催 ・明るい家庭の日:作文・図画応募2,052件 ・少年の主張:応募69校,7,330名,30名発表 ・県民運動推進助成事業:20団体助成 ・ゆっぴーネット:情報を随時掲載等 | |
| 子ども・若者育成支援強調月間及び青少年の非行・被害防止全国強調月間の実施 | ・内閣府の主唱に呼応し、関係機関・団体等が一体となって、青少年の規範意識の醸成や社会環境の改善を図ることをはじめとした取組を集中的に行い、青少年の非行・被害防止の徹底を図る。(7月) ・子ども・若者育成支援のための諸事業を集中的に実施し、子ども・若者育成支援に対する県民の理解を深めるため、普及・啓発活動を実施する。(11月) | ・県実施要綱によって、県・市町等で関係の取組を実施(大会、広報啓発活動、有害環境浄化活動、研修会、街頭補導等の地域活動(主に7月)、子ども・若者の社会参加活動(主に11月)、相談等) ・11月には、県と(公社)青少年育成広島県民会議が連携し、県内3か所で重点的にあいさつかけ運動の街頭啓発実施 | |
| 夢配達人プロジェクト推進事業 | 子どもたちが主役となって「夢配達人」や地域の人と一緒に夢の実現に取り組む活動を支援し、青少年を育成するとともに、地域ぐるみでの青少年育成活動の定着を図る。 | ・県内の小学生に平成26年度に実現予定の夢を募集し、1,244件の応募から10件の夢を採択 ・「地域の人たちと一緒に映画を作りたい」等、10件の夢を、地域の学校・PTA・市町民会議等で組織する実行委員会により実現し、実行委員会から青少年育成地域リーダーとなる人を4人選出 | |
| ② 地域における多様な担い手の育成 | | | |
| 子ども・若者の育成支援に携わる人材の育成 | | | |
| ユースアドバイザー養成講習会 | 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に関する相談機関や支援機関・団体で活動する相談員等に対し、支援に必要な幅広い知識や実践力を習得してもらい、機関・団体相互の連携強化を図るため、講習会を実施する。 | 計5回の講習会を実施し(うち1回は公開)、民間支援団体、公的相談機関、ボランティア、市町から各回60名程度が受講(登録者69名、公開講座一般参加68名) 講習会受講前後で、知識項目、スキル項目それぞれで受講者の理解度アップが確認できた。 | |
| 青少年育成カレッジ | 青少年の育成に関わっている人や関心のある人を対象として、青少年の心と体、行動、環境などの理解を促進するための講座を県立広島大学と連携して開催する(公社)青少年育成広島県民会議の支援 | 県立広島大学と連携し、青少年育成活動に関わる人材を養成するため、「不登校」をテーマに総合講座を2回開催(参加人数:1回目45名、2回目47名) | |
| 青少年育成リーダー等の育成 | | | |
| 夢配達人プロジェクト推進事業(再掲) | 子どもたちが主役となって「夢配達人」や地域の人と一緒に夢の実現に取り組む活動を支援し、青少年を育成するとともに、地域ぐるみでの青少年育成活動の定着を図る。 | ・県内の小学生に平成26年度に実現予定の夢を募集し、1,244件の応募から10件の夢を採択 ・「地域の人と一緒に映画を作りたい」等、10件の夢を、地域の学校・PTA・市町民会議等で組織する実行委員会により実現した。実行委員会から青少年育成地域リーダーとなる人を4人選出した。 | |
| ③ 育成者や大人への啓発 | | | |
| 子ども・若者育成支援の機運の醸成 | | | |
| 子ども・若者育成支援強調月間、青少年の非行・被害防止全国強調月間の実施 | ・内閣府の主唱に呼応し、関係機関・団体等が一体となって、青少年の規範意識の醸成や社会環境の改善を図ることをはじめとした取組を集中的に行い、青少年の非行・被害防止の徹底を図る。(7月) ・子ども・若者育成支援のための諸事業を集中的に実施し、子ども・若者育成支援に対する県民の理解を深めるため、普及・啓発活動を実施する。(11月) | ・県実施要綱によって、県・市町で関係の取組を実施(大会、広報啓発活動、有害環境浄化活動、研修会、街頭補導等の地域活動(主に7月)、子ども・若者の社会参加活動(主に11月)、相談等) ・11月には、県と(公社)青少年育成広島県民会議が連携し、県内3か所で重点的にあいさつかけ運動の街頭啓発実施 | |

| 課題 | 今後の取組方向 | H25年度 決算額 (千円) | 担当局 | 担当課 |
|---|---|----------------------|-----|-------|
| 地域における取組が、幅広い県民の参加を得て継続して実施される必要がある。 | 引き続き、多様な取組により運動を推進する(公社)青少年育成広島県民会議を支援する。 | 10,149 | 環境 | 県民活動課 |
| インターネット環境の変化やひきこもり・ニートの問題など、青少年を取り巻く環境の変化に対応して効果的に啓発を行っていく必要がある。 | 市町、(公社)青少年育成広島県民会議等、関係機関・団体と連携し、青少年を取り巻く環境を踏まえた啓発活動を展開する。 | - | 環境 | 県民活動課 |
| 地域ぐるみでの青少年育成活動の定着につながるよう、事業を通じて、活動の中心となる人材の掘り起こしをしてきたが、地域での活動定着につなげていく必要がある。 | 引き続き、事業を通じて青少年育成地域リーダーの掘り起こしと育成に努め、地域ぐるみでの育成活動の定着を図る。 | 4,500 | 環境 | 県民活動課 |
| 広島県子ども・若者支援協議会や居場所づくりの取組の展開、地域における困難を有する子ども・若者の発見・誘導の必要性を踏まえ、支援活動を行う人材を更に養成していく必要がある。 | 引き続き、ユースアドバイザー養成講習会を開催し、支援人材の拡充と、知識・技術の向上を図る。 | — (内閣府モデル事業で実施) | 環境 | 県民活動課 |
| 広島県子ども・若者計画を踏まえ、社会生活を円滑に営む上での困難を有する上での困難を有する子ども・若者に関する理解の促進 | 引き続き、青少年育成地域リーダー等に対して計画的に講座を実施し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に関する内容を含む理解を促進 | - | 環境 | 県民活動課 |
| 地域ぐるみでの青少年育成活動の定着につながるよう、事業を通じて、活動の中心となる人材の掘り起こしをしてきたが、地域での活動定着につなげていく必要がある。 | 引き続き、事業を通じて青少年育成地域リーダーの掘り起こしと育成に努め、地域ぐるみでの育成活動の定着を図る。 | 4,500 | 環境 | 県民活動課 |
| インターネット環境の変化やひきこもり・ニートの問題など、青少年を取り巻く環境の変化に対応して効果的に啓発を行っていく必要がある。 | 市町、(公社)青少年育成広島県民会議等、関係機関・団体と連携し、青少年を取り巻く環境を踏まえた啓発活動を効果的に展開する。 | - | 環境 | 県民活動課 |